貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の１カ月についての拘束時間の延長に関する協定書

○○運送株式会社代表取締役○○○○と○○運送株式会社労働者代表○○○○は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働省告示）第４条第１項第１号ただし書きの規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

１　本協定の適用対象者は、長距離運行に従事する自動車運転者とする。
２　拘束時間は下の表のとおりとする。なお、起算日は毎月１日とする。

４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12月	１月	２月	３月	年間計
300 時間	280 時間	284 時間	300 時間	280 時間	284 時間	284 時間	300 時間	320 時間	280 時間	284 時間	320 時間	3,516 時間

３　本協定の有効期間は、令和○年４月１日から令和○年３月 31 日までとする。
４　本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、１カ月前までに協議を行い、変更を行うものとする。

令和○年○月○日

○○運送株式会社　労働者代表　○○○○ 印
○○運送株式会社　代表取締役　○○○○ 印